

大分県「知的総合支援窓口」のご利用方法!

まずは、お電話ください

相談内容により適宜対応します。無料ですので、お気軽にご相談ください。

相談窓口・外部窓口/出張訪問でのご相談

相談窓口や外部窓口(大分・中津・別府・佐伯・日田)、出張訪問でのご相談を受け付けております。完全予約制です。相談窓口の場所や日時等の詳細については、下記一覧をご覧ください。

☎097-596-6171 【受付時間】平日 8:30~12:00
13:00~17:15

<HP> <http://oita-chizai.net/>

【所在地】〒870-1117

大分県知財総合支援窓口 検索

知財総合支援窓口開設一覧

常設相談窓口	開設日		専門家常駐	
大分県発明協会 大分市高江西1-4361-10 大分県産業科学技術センター内	月曜~金曜	8:30~17:15	第1水曜日 弁護士(午後)	第1木曜日 弁護士(午後)
外部相談窓口 (毎月1回開設)	開設日		常駐	
			窓口担当者	弁理士
中津商工会議所 中津市殿町1383-1	第1火曜日	13:00~16:00	○	偶数月
佐伯商工会議所 佐伯市向島1-10-1	第2火曜日	13:00~16:00	○	—
大分商工会議所 大分市長浜町3-15-19	第2木曜日	13:30~16:30	○	毎月
あす・べっぶ(旧ニューライフプラザ) 別府市野口原3030-1	第3火曜日	13:30~16:30	○	奇数月
大分県産業創造機構 大分市東春日町17-20	第3木曜日	13:30~16:30	○	偶数月
日田商工会議所 日田市三本松2-2-16	第4火曜日	13:00~16:00	○	奇数月
大分市産業活性化プラザ 大分市金池南1-5-1ホルトホール大分2階	第2水曜日	9:00~17:15	○	—
	第4木曜日	13:30~16:30	○	毎月

大分県知的総合支援窓口は県内支援機関とも連携!

大分銀行・豊和銀行・大分県信用組合・大分信用金庫・大分みらい信用金庫・日田信用金庫・日本政策金融公庫大分支店・大分県商工会議所連合会・大分県商工会連合会・大分県中小企業団体中央会・大分県産業創造機構・おおいたスタートアップセンター・大分県よろず支援拠点・大分大学・日本文理大学・県立芸術文化短期大学・大分工業高等専門学校・大分市産業活性化プラザ・大分市・大分県・他

中小企業の皆さんへ

様々なビジネスシーンに

知的財産を

活用しよう!

相談
無料

大分県知財
総合支援窓口

まずはお気軽にお電話下さい!



秘密厳守・相談無料・訪問相談可能・ワンストップ支援

ご相談・お問合せは下記の電話番号までご連絡ください!

☎097-596-6171

【住所】〒870-1117
大分市高江西1丁目4361-10
大分県産業科学技術センター内
【相談時間】
平日 8:30~12:00/13:00~17:15

詳細はホームページをご覧ください! <http://oita-chizai.net/>

知的財産とは？

特許権

発明、アイデア
●車両盗難防止装置

実用新案権

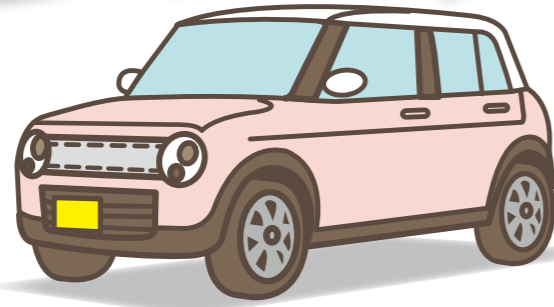
形あるアイデア
●チャイルドシート装置

意匠権

デザイン
●自動車用アルミホイール
●車体のデザイン

商標権

マーク、ブランド
●乗用車の名前
●自動車整備サービス



知的財産とは、人間の精神活動、知的な活動から生まれるアイデアなどで、財産的価値があるものをいいます。

知的財産の種類

知的創造物についての権利等

特許権 (特許法) 物品、製造方法の発明を保護(出願から20年)

実用新案権 (実用新案法) 物品の形状等の考案を保護(出願から10年)

意匠権 (意匠法) 物品のデザインを保護(登録から20年)

著作権 (著作権法) 文芸、美術、音楽、プログラムなどの保護(死後50年など)

育成者権 (種苗法) 植物の新品種を保護(登録から25年、樹木は30年)

営業秘密 (不正競争防止法) 製造・技術のノウハウや顧客リストの盗用などの行為を規制

営業上の標識についての権利等

商標権(商標法) 商品・サービスに使用するマークを保護(登録から10年延長可)

商号(商法) 商号を保護

商品等表示 (不正競争防止法) 周知・著名な商標等の不正使用を規制

地理的表示(GI) (特定農林水産物の名称の保護に関する法律) 品質、社会的評価その他の確立した特性が産地と結びついている産品の名称を保護

※本図は製造業、食料品に関係の深い知的財産権等のみを記載しており、すべての知的財産権を記載しているものではありません。

こんな悩みを抱えていませんか？

- 自社製品化により新規事業を立ち上げたい！
- 自社のロゴマークを守りたい！
- 自社技術やノウハウを、もっと会社経営に活かしたい！
- 自社の製品の模倣品が売られている！
- 大切な新商品が、他社にマネされないか心配！
- 新商品のブランド化を図りたい！

これらは
知財の相談
ですよ！



知的財産活用のメリットとは？

- ✓ 知財活用で競争力確保・維持・強化する経営が可能！
- ✓ 競合他社の安易な市場参入を抑制できる！
- ✓ 価格競争に陥ることなく、利益率が向上できる！
- ✓ 権利侵害のクレームに即座に適切な対応がとれる！
- ✓ 資産として、金融機関の評価・融資にプラスになる！
- ✓ 対外的信用力の向上で、ブランド戦略となる！



知財総合支援窓口はこんな支援をしています！

- ◎知財に関する様々な相談を、ワンストップで対応します
- ◎特許や商標等の手続き等について説明します
- ◎先行技術調査方法の説明・指導します
- ◎権利侵害に関するご相談に応じます
- ◎社内体制の整備(職務発明制度)に関するご相談に応じます
- ◎海外展開に関するご相談に応じます
- ◎上記相談の内容により専門家(弁理士・弁護士・デザイナー等)から、無料でアドバイスを受けられます

秘密厳守

